

# 新潟県

# 公民館月報



昭和52年3月号

発行所 新潟県公民館連合会

【新潟市一番瀬通町・県教育庁社会教育課内】  
【電話・(新潟) 6111 内線 326】【振替新潟  
4094】

発行人 会長 石井耕一  
編集人 事務局長 本田 清

【定価1部 70円 年 840円】

## 北 帰 行

昔ノ地図が全ク役ニ立タナ  
クナルホドニ改造サレテシマ  
ッタ日本列島モ二千年前ニハ  
地理モ歴史モナカッタノデア  
リマス

白鳥ヲ猟銃デ撃チ落シ肉ヲ  
食イ羽ブトシラツクッタノハ  
文明トイイマシタ

白鳥ニ餌ツケラシテ見セモ  
ノニスルノハ文化トイイマス  
白鳥ニ標識首輪ヲツケ生熊ヲ  
追跡スルノモ人間ノヒトツノ  
文化トイウモノデアリマシヨ  
ウ

ソシテイマ

田モ畑モ見分ケモツカヌホド  
ニ降りツモッタ越後平野ノ大  
雪モ解ケハジメタノニ  
白鳥ハマタ北ヘ帰リマス

(本)



# 市町村における公民館の位置

## 自治大臣官房が動向をまとめる

昭和52年1月、自治大臣官房地域政策課でまとめた「市町村における地域政策の動向について」と題する資料がある。内容は、(1)市町村長の基本姿勢、(2)市町村政の課題とその対応策、(3)地域政策の推進等についての地方公共団体の行政運営のあり方を昭和51年度における市町村の地域政策の動向から集約説明したものである。

調査の項目は次の3項目であった。(1)市町村長の基本姿勢、(2)市町村政の課題とその対応策、(3)地域政策の推進。この3項から市町村長の基本姿勢は、おおむね次の4項目であるとしている。

- (1) 社会福祉の充実向上
- (2) 生活環境の整備
- (3) 地域産業の振興

### 教育・文化の振興

豊かで魅力ある地域社会を形成していくためには、まずその担い手となる人材を育成することが肝要であるとの考えのもとに、各市町村とも教育・文化の振興を最重点課題として取り上げている。なかでも義務教育施設(校舎、体育館等)の整備を最優先施策としていることもこれまたほぼ共通する姿勢である。ただ、小中学校の施設整備については、人口急増市町においては新設校の整備が急務とされているのに対して、人口減少町村では危険校舎・老朽校舎の新築、学校の統廃合が課題とされており、地域による行政需要の差異に留意すべきである。

さらに、学校施設の整備というハード面の施策にのみ固執することなく、住民の生涯教育推進の見地から、公民館、コミュニティ施設、文化施設、郷土館、部落集会所等

### (4) 教育・文化の振興

このうち「教育・文化の振興に関し、住民の生涯教育推進の見地から、コミュニティ育成の拠点としての公民館について、わずかながら触れている。

なお、過日、公民館関係予算増額運動の折、本会の石井会長は、全公連理事として、全公連幹部とともに小川自治大臣を訪れ「各省庁における施設補助施策がアフタケアをとまわなのままに乱立しているところから、一貫した生涯教育推進の態勢に多大なロスを生じている。自治省は、この点に留意して市町村の社会教育のセンターとして、これまでに多くの経験と力量をもつ公民館の育成について指導性を発揮してほしい」と要望している。

以下、同資料から教育・文化に関する部分のみ紹介する。

の施設整備及びこれらの施設を活用しての社会教育の充実にも力を注いでいる団体が多い。

また、市民文化祭や各種スポーツ行事を活発化して住民の社会連帯意識を醸成するとしているところや、すぐれた自然環境、風俗、史跡、文化財、伝統芸能等を保護保存し、魅力的・個性的な地域の形成を図るとしているところも多く見られ、教育・文化面でも中央志向型均質化傾向を脱却して、地方分散型個性化傾向に向かいつつあることを窺い知ることができる。

### 住民参加制度の拡充

(1) 市町村政の基本的な方向づけは、住民自らの負担と責任ある参加によって行わなければならないとの認識が広く浸透しており、このためには地域住民の連帯感に支えられた自治意識の向上が何よりも必要とされている。

### ■図書目録・内容見本呈

**歴史図書社**  
 東京都千代田区九ノ内 八重洲ビル  
 電話 03(325)5151 振替東京150212元

**越後野志** 小田島充武著 越後の最高の地名辞典 全二巻 1冊 2100円

**北越誌話** 阪口五峰著 人物・文学事典の名著 全二巻 1冊 2500円

**水原郷土史** 小林存著 産業・宗教・文化・人物を網羅 1冊 1000円

**越後地誌風俗全書**  
 五月刊 / A5判・二七七〇頁 一時私一九八〇円  
 別紙二一、〇〇〇円 (送料別)

予約募集中! お早にお申  
 (限定五百部) 迄下さい。

明治十五年長岡市の温古談話会が史料の収集や古老からの採訪をもとに編纂・越後の歴史から地理・風俗・方言・俚語・神社仏閣・古城跡・旧家・名勝をのべ、長岡越下の古絵図もそえた貴重資料。「北越雪譜」の解釈参考本としても著名。

**新潟県郷土叢書** (第二巻) 全12巻

**越後野志外集** (一)

絶賛発売中!

新編 委員 編

新編 委員 編

A5判・三〇〇頁 定価 六、八〇〇円

限定五百部

「越後野志」の著者小田島充武が文化・文政のころまとめた越後の動植物の民俗辞典・穀類・飯類・蔬菜類・海藻類・野草・薬草・花草類・果木・果木・闊木・花木類・川魚・海魚など約千七百点の動植物について一点ごとに和名・方言名、産地・分布・内容などを詳述。

# 灯台

私の手許に、八冊を白木した雑誌がある。昭和十三年一月創刊の「三十日」という随筆雑誌である。「二人一日二頁で、御覽の通り三十日、今日は何曜日だったかしら」と思った時は、さっさと頁を繰って下されはさぐり分る……何か、かう気の利



## 「三十日」という雑誌

鳥越 憂

麗な雑誌——こんなものをやりたかった。「(原文)とあとがきがある。たしかに四十年後読み返しても、随筆、短歌、俳句、詩、絵、どの頁を開いても楽しくなつかしい。その後、こんな気の利いた雑誌を見るこ

この原稿を書いている二月八日も、この雑誌二月八日も火曜日であった。たしかに何年前に情緒的な断片をつなぎ合せできた、人間としてのらしさを、これからも大切にしたいと思ふ。

夜が明になる  
ゆうぐれが夜になる  
咲いた花が散る  
降りつづいた雨がやむ  
変わったのが目にみえても  
変わった巨はみることもできない

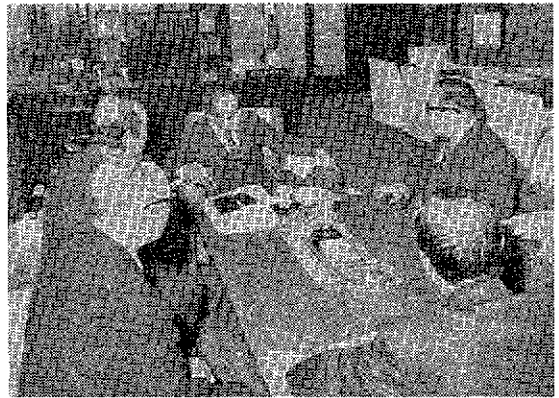
「変りめ」という大木実先生の詩の一節である。ちなみにならぬ小島政二郎の「田田屋」という随筆であり、その短歌を讀みながら一人ひとりの人生が変っていったそのことを考えて

面の開発が今後の課題とされている。このような考え方にに基づき、現在のところ、コミュニティ懇話会の設置、新生活運動の実践、町内会、自主福祉団体(ボランティア)、スポーツクラブ等の育成、あるいは市民ぐるみのスポーツ活動を通じてのコミュニティ意識の醸成といった施策が講じられつつある。

- (6) なお、市町村によっては、県が指定するモデル・コミュニティ地区以外にも将来は市町村単独でコミュニティ地区を設定し、全地域にコミュニティ活動を広げていくとしているところや、県が交付するコミュニティ施設建設のための補助金を待つことなく、市町村独自でコミュニティ施設を整備しているところもあり、コミュニティ対策の推進に対する市町村の積極的な姿勢がうかがわれる。さらに、住民自らが集会所建設のための積立てを行っているところもあり、住民主導型のコミュニティづくりとして注目される。(以下略)

### 全国大会のテーマ

ことしの10月、新潟市で開催されることになった全国公民館大会の研究討議議題は「新しいコミュニティの形成に寄与する公民館の行財政施策の強化拡充と活動振興の具体策について」となる予定。



(関連施設補助の効率化について 小川自治大臣(中央)に陳情する全公連幹部)

- (2) また、行政への住民の参加を求め、住民本位の行政を推進していくためには行財政の実情を住民に対して正しく伝達しPRする必要があるとの見地から、広報公聴活動の充実強化に力が注がれている。
- (3) ただ、住民参加の重要性については、どの市町村も強く認識しているものの、その具体的施策となると定型化されたものが多く、各市町村ともその対応に苦心しているようである。現在、実施されている具体例を列挙してみると次のとおりである。

### コミュニティ対策の推進

- (1) 生活意識や生活様式の都市化が進行し、また、日常生活圏の拡大により近隣住民の心の触れ合いが少なくなり地域住民の連帯感が稀薄化しつつある。
- (2) また、出稼ぎ、共稼ぎ等による留守家族の増加への対応、激変する社会環境の中での青少年の健全育成対策、高齢化社会を迎えての老人福祉対策等々、種々の観点から、近隣の人々の思いやりと相互援助による地域福祉活動が必要とされてきている。
- (3) これらの諸問題に対処するために、地域的連帯感に支えられた人間らしい生活を営む場としてのコミュニティが必要とされ、各市町村にとってコミュニティの育成が大きな課題となっている。
- (4) コミュニティづくりの中では集会所を中心としたコミュニティ施設の整備に重点が置かれており、例えば、集会所、体育施設の機能を併せもつコミュニティ・センターの建設、地区市民センターや公民館の施設整備、コミュニティ広場の整備、青年の家、山村開発センター、離島開発センターの建設等、地域の実情に見合った施設の整備が進められている。この他にも一般的なものとして、図書館、児童館、老人施設、公園、緑地等の施設整備が幅広く行われている。

また、地域住民のコミュニティ活動を促進するため、学校施設の開放、夜間照明施設の設置がこれらの施設整備と平行して進められている。

- (5) しかし、このような施設整備を中心としたこれまでのコミュニティ対策のみをもってしては真のコミュニティづくりは困難であるとの認識も広く浸透しつつあり、施設の運用面も含めてコミュニティづくりのためのソフト

# 文部次官通牒 再録

## 公民館活動三十年の原点

(上)

公民館が発足して三十年は、公民館の原点である。歩を踏みだすためにここに経過した。青空公民館、看板公民館、間借り公民館時代を経過し、人も施設も金もないという三無公民館といわれながらも、求めてやまない人びとの情熱が公民館活動を支えてきた。そして、社会教育の中心施設であるという誇りを育て、徐々に力をたくわえていった。

### 一、公民館の設置運営について

文部次官

国民の教養を高めて、道徳的知識普及と産業を振興する基を築く。政治的進歩を引上げ、くことは、新日本建設の為に最も重要な課題と考えられるが、此の訓練を与えると共に、科学思想を要請し、そのために地方に於て公民館の設置を奨励することである。

しかし、日本の高度経済成長にともなう、雨後のタケノコのようにふえていた社会教育関連施設の余波を受けて、公民館の専門性は何かが問われた。そして、公民館の施設は年毎に整備され、公民館職員的位置づけも二十年前、三十年前とはくらべようもなく確固たるものになりつつある。

三十年を積み重ねたいま、公民館はたして一人前に成長したといえるかどうか。

### 二、公民館運営上の方針

- (一) 公民館は町村民が相集って教育の場となるべきである。
- (二) 公民館は亦町村民の教育文化を基盤として郷土産業活動を振興する場となるべきである。
- (三) 公民館は又中央の文化と地方の文化とが接触交流する場所となるべきである。
- (四) 公民館は全町村民のものであり、全町村民を対象として活動するものであるから、町村内外各種の機関が之に協力すべきは勿論であるが特に青年層を新日本建設の推進力とするべきである。
- (五) 公民館の施設は各町村に於て各々その町村の必要とするところに基いて自ら企画立案するものとする。
- (六) 公民館の維持は各町村に於て、出来得れば各部落に適當な建築物を貸付て分館を設けることとする。
- (七) 公民館は町村立の営造物として町村に於て管理することとする。

公民館の原点である。歩を踏みだすためにここに経過した。青空公民館、看板公民館、間借り公民館時代を経過し、人も施設も金もないという三無公民館といわれながらも、求めてやまない人びとの情熱が公民館活動を支えてきた。そして、社会教育の中心施設であるという誇りを育て、徐々に力をたくわえていった。

### 公民館設置運営の要綱

#### 一、公民館の趣旨及目的

これからの日本に最も大切なことは、すべての国民が豊かな文化の教養を身につけ、他人に頼らず自主的に物を考え平和的協力に行動する高性を養うことである。

あるから、進んで各方面の中央講師を招いて意見を聞くと共に、地方の事情を中央に通じて貰ひ、日本中の人が仲良く理解し合つて日本の再建に協力する原動力となる様に運営されねばならぬ。

町村民の生活に際して最も適合した弾力性のある運営が為されるべきで、次の四の形式的非民主的な運営に陥らぬ様に注意しなければならぬ。

#### 三、公民館の設置及管理

- (一) 公民館の設置は各町村に於て各々その町村の必要とするところに基いて自ら企画立案するものとする。
- (二) 公民館の維持は各町村に於て、出来得れば各部落に適當な建築物を貸付て分館を設けることとする。
- (三) 公民館は町村立の営造物として町村に於て管理することとする。
- (四) 公民館は町村民全体の自主的

#### 公民館関係法令集

内容・教育基本法・社会教育法・社会教育施行令・公民館運営設置基準・通達「公民館基準の取り扱いについて」

A5版、34ページ

一部二五〇円送料別

公民館関係の諸会議の使用してください。

申込先・県公運事務局

な要望と協力により自治的に設置すべきものであるから、公民館維持管理の財源も一般町村費及寄附金に依るの原則とする。農業会、農業実行組合、其の他の産業団体等の資金で公民館運営に活用し得るものがあるれば、協議の上補助金として之を受け有効に活用する道を講ずること。但し財政的援助をなすことによつて特定の団体が公民館の運営を独断的に切りまはす様なことがない様に注意すること。

よつて中済な維持管理を図ること。  
(三) 公民館事業の運営は公民館委員会が主体となつて之を行ふこと。公民館委員会の委員は町村会議員の選挙の方法準じ全町村民の選挙によつて選出するの原則とすること。但し其の町村の事情によつては公民館運営に最も熱意を有し最も適任と思はれる各方面の代表者(町村会議員、学務委員、学校教職員、各種産業団体及び文化団体の幹事、其の他の民間有力者の中から七の(二)に記した公民館設置準備委員会等に於て演説討論の上選んでよいこと。其の人数は凡そ三人乃至八人位が適当と思

はれ、其の中に教育者及婦人が含まれてゐることが望ましいこと。  
(四) 公民館委員会の任務は公民館運営に關する計画や具体的方法を決定し、町対当局や公民館維持会と折衝して公民館運営に關する必要な経費を調達整理し、又町村内の産業団体文化団体との間の連絡調整に當るものであること。

(五) 公民館長は公民館委員会から選任されその推薦によつて町村長が囑託すること。公民館長の任期は凡そ一年位と定め、教育に理解あり、且家業のある最適任者を選任することに努めること。適任者の選任は差支えないこと。  
(六) 公民館には専任又は兼任の職員を置いて公民館運営の仕事を担当させること。公民館職員は主事と呼び、館長が公民館委員会の意見に依つて選定し、町村長が之を囑託すること。主として青年学校教職員及国民学校教員を兼務させるのはよいが、財政に余裕ある限り出来るだけ多くの練達地能力のある人材を専任に囑託する様にすること。

特に留意してゐる大学高等専門学校の学生や旅行帯在中の中央の文化人などの協力を求め、あらゆる機会に相提携して相互の啓蒙に努めること。

備  
公民館の編成及設備は其の町村の特殊性や町村民の要望に応じ、之を二応公民館編成の参考とせられたい。  
(一) 公民館に左の部を置き、各部に主事を配属し其の活潑な運営に資するものとする。  
1 教室 2 談話室 3 講堂 4 図書室 5 陳列室 6 作業室 7 娯楽室 8 講習室 9 運動場  
これらの施設は公民館を併設した建物(学校、公会堂其の他)のこれらの施設を共用するものとする。  
(二) 公民館には成るべく左の職員及圖書を備へること。  
1 産業部 2 図書部 3 集會部 4 婦人部、社会事業部、保健部などを設けてよい。  
公民館には其の規模に応じ成るべく左の施設を等すること。  
1 教室 2 談話室 3 講堂 4 図書室 5 陳列室 6 作業室 7 娯楽室 8 講習室 9 運動場  
これらの施設は公民館を併設した建物(学校、公会堂其の他)のこれらの施設を共用するものとする。  
(三) 公民館には成るべく左の職員及圖書を備へること。  
1 産業部 2 図書部 3 集會部 4 婦人部、社会事業部、保健部などを設けてよい。  
公民館には其の規模に応じ成るべく左の施設を等すること。  
1 教室 2 談話室 3 講堂 4 図書室 5 陳列室 6 作業室 7 娯楽室 8 講習室 9 運動場  
これらの施設は公民館を併設した建物(学校、公会堂其の他)のこれらの施設を共用するものとする。

(一) 公民館の経費を一般町村費で賄ひ難い場合は別に公民館維持会の組織を作り、公民館の設備運営に熱意ある無志者の支持に

しての資質を養成せしめること。  
イ 成人学校  
ロ 婦人学校(又は母親学校)  
ハ 成人学校(又は青年学校卒業者) 其の他一般成人の受講生を以て編成して左の教育を為すこと。  
1 時事問題、公民常識、社会道徳に関する教育  
2 産業指導の基礎となるべき科学教育  
3 婦人学校は女子青年学校卒業者其の他一般成人女子の受講生を以て編成し、左の教育を為すこと。  
イ 婦人に必要なる時事問題、公民常識、社会道徳関

する教育  
ロ 家庭生活の科学化に必要なる教育  
ハ 家政、育児、家庭衛生、裁縫等に關する教育  
ニ 成人学校及婦人学校は必ずしも之を二つに分けて教育する必要はなく、男女共学の学級とするなり又は学科によつて両者を合併して教育する等適當に運営すること。  
5 教養部の教育に於ては社会人としての相互啓蒙の爲、常に研究会、討論会、懇談会等を開催し、又健全な娯楽(映画、演劇、音楽)等と与へ楽しみつつ学ぶ方法で知識教養の向上を図ること。

6 教養部の講座は専任主事に於て公民館委員会の承認を経た上日程及講座予定を定め、定期的に開講することとし、其の教育は専任主事が之を担当する外、町村内の各方面の指導者、各団体幹部、中央招聘講師等適當な外部講師の協力を求めること。  
7 教養部を中心に毎月一面公民館関係者の總會を開くこと。  
(二) 図書部  
1 図書部に於ては教養圖書、各種科学雑誌等を購入し、閲覧室を設けて一般町村民の閲覧に供すること。  
2 図書部の圖書は之を積極的

(一) 公民館に左の部を置き、各部に主事を配属し其の活潑な運営に資するものとする。  
1 産業部 2 図書部 3 集會部 4 婦人部、社会事業部、保健部などを設けてよい。  
公民館には其の規模に応じ成るべく左の施設を等すること。  
1 教室 2 談話室 3 講堂 4 図書室 5 陳列室 6 作業室 7 娯楽室 8 講習室 9 運動場  
これらの施設は公民館を併設した建物(学校、公会堂其の他)のこれらの施設を共用するものとする。  
(二) 公民館には成るべく左の職員及圖書を備へること。  
1 産業部 2 図書部 3 集會部 4 婦人部、社会事業部、保健部などを設けてよい。  
公民館には其の規模に応じ成るべく左の施設を等すること。  
1 教室 2 談話室 3 講堂 4 図書室 5 陳列室 6 作業室 7 娯楽室 8 講習室 9 運動場  
これらの施設は公民館を併設した建物(学校、公会堂其の他)のこれらの施設を共用するものとする。

(一) 公民館に左の部を置き、各部に主事を配属し其の活潑な運営に資するものとする。  
1 産業部 2 図書部 3 集會部 4 婦人部、社会事業部、保健部などを設けてよい。  
公民館には其の規模に応じ成るべく左の施設を等すること。  
1 教室 2 談話室 3 講堂 4 図書室 5 陳列室 6 作業室 7 娯楽室 8 講習室 9 運動場  
これらの施設は公民館を併設した建物(学校、公会堂其の他)のこれらの施設を共用するものとする。  
(二) 公民館には成るべく左の職員及圖書を備へること。  
1 産業部 2 図書部 3 集會部 4 婦人部、社会事業部、保健部などを設けてよい。  
公民館には其の規模に応じ成るべく左の施設を等すること。  
1 教室 2 談話室 3 講堂 4 図書室 5 陳列室 6 作業室 7 娯楽室 8 講習室 9 運動場  
これらの施設は公民館を併設した建物(学校、公会堂其の他)のこれらの施設を共用するものとする。

1 映画機 2 幻燈機 3 ラジカセ受信機 4 製粉機、脱穀機、電気器具其の他産業指導に必要なる器具(農具、山形、漁具、工業地等町村民の生活状態に応じ必要な産業指導用器具) 5 各種教養圖書 6 各種新聞及雑誌 7 蓄音機、送話器其の他の娯楽器具 8 各種運動器具

六、公民館の事業  
(一) 教養部  
1 教養部には臨時左の学級を置き教養を求めている男女受講生を募集して一般教養に必要なる学科を授け、社会生活の

1 映画機 2 幻燈機 3 ラジカセ受信機 4 製粉機、脱穀機、電気器具其の他産業指導に必要なる器具(農具、山形、漁具、工業地等町村民の生活状態に応じ必要な産業指導用器具) 5 各種教養圖書 6 各種新聞及雑誌 7 蓄音機、送話器其の他の娯楽器具 8 各種運動器具

1 映画機 2 幻燈機 3 ラジカセ受信機 4 製粉機、脱穀機、電気器具其の他産業指導に必要なる器具(農具、山形、漁具、工業地等町村民の生活状態に応じ必要な産業指導用器具) 5 各種教養圖書 6 各種新聞及雑誌 7 蓄音機、送話器其の他の娯楽器具 8 各種運動器具

1 映画機 2 幻燈機 3 ラジカセ受信機 4 製粉機、脱穀機、電気器具其の他産業指導に必要なる器具(農具、山形、漁具、工業地等町村民の生活状態に応じ必要な産業指導用器具) 5 各種教養圖書 6 各種新聞及雑誌 7 蓄音機、送話器其の他の娯楽器具 8 各種運動器具

1 映画機 2 幻燈機 3 ラジカセ受信機 4 製粉機、脱穀機、電気器具其の他産業指導に必要なる器具(農具、山形、漁具、工業地等町村民の生活状態に応じ必要な産業指導用器具) 5 各種教養圖書 6 各種新聞及雑誌 7 蓄音機、送話器其の他の娯楽器具 8 各種運動器具

1 映画機 2 幻燈機 3 ラジカセ受信機 4 製粉機、脱穀機、電気器具其の他産業指導に必要なる器具(農具、山形、漁具、工業地等町村民の生活状態に応じ必要な産業指導用器具) 5 各種教養圖書 6 各種新聞及雑誌 7 蓄音機、送話器其の他の娯楽器具 8 各種運動器具

1 映画機 2 幻燈機 3 ラジカセ受信機 4 製粉機、脱穀機、電気器具其の他産業指導に必要なる器具(農具、山形、漁具、工業地等町村民の生活状態に応じ必要な産業指導用器具) 5 各種教養圖書 6 各種新聞及雑誌 7 蓄音機、送話器其の他の娯楽器具 8 各種運動器具

1 映画機 2 幻燈機 3 ラジカセ受信機 4 製粉機、脱穀機、電気器具其の他産業指導に必要なる器具(農具、山形、漁具、工業地等町村民の生活状態に応じ必要な産業指導用器具) 5 各種教養圖書 6 各種新聞及雑誌 7 蓄音機、送話器其の他の娯楽器具 8 各種運動器具


1 映画機 2 幻燈機 3 ラジカセ受信機 4 製粉機、脱穀機、電気器具其の他産業指導に必要なる器具(農具、山形、漁具、工業地等町村民の生活状態に応じ必要な産業指導用器具) 5 各種教養圖書 6 各種新聞及雑誌 7 蓄音機、送話器其の他の娯楽器具 8 各種運動器具

1 映画機 2 幻燈機 3 ラジカセ受信機 4 製粉機、脱穀機、電気器具其の他産業指導に必要なる器具(農具、山形、漁具、工業地等町村民の生活状態に応じ必要な産業指導用器具) 5 各種教養圖書 6 各種新聞及雑誌 7 蓄音機、送話器其の他の娯楽器具 8 各種運動器具

1 映画機 2 幻燈機 3 ラジカセ受信機 4 製粉機、脱穀機、電気器具其の他産業指導に必要なる器具(農具、山形、漁具、工業地等町村民の生活状態に応じ必要な産業指導用器具) 5 各種教養圖書 6 各種新聞及雑誌 7 蓄音機、送話器其の他の娯楽器具 8 各種運動器具

# 地域社会の発展と豊かなくらしづくりにお手伝い

くらしの夢を育てる



**第四銀行**

本店/新潟市 創立/明治6年

県内はもちろん、広く県外へのびた(だい)のネットワークはIIIカ店。皆さまの明日の豊かなくらしを願って日々努力を重ねていきます。

# 実践記録シリーズ

(23)

## 国内研修の青年

### コミュニティの核となる

「実践記録」のあれこれ、いろいろと反響を呼んでいます。あなたもぜひ書いてみてください。



## 弥彦村公民館

〔弥彦村の概況〕  
弥彦村は面積わずか二十五平方キロメートル、人口七千六百と観光の村として広く県民に親しまれる。古来から越後開

拓の祖神弥彦神社の所在地として知られ佐渡欲楽園定公園・弥彦山館に併設し、二つの支館と十四の分館をもっている。

### 楽しくエールを交換

現在独立の公民館はながが体育会、昭和五十三年には二億円を以て仮称「文化会館」公民館の建設が予定されている。体育施設は総合運動場(四百六十坪)・野球場(いずれも夜間照明付)・バレー・テニスコート(と小中学のプール・四箇のテニスコート等、充分恵まれている。職員は仕事の量の増大と共に増え、今では館長一、社教部長一、社教主事兼公民館主事一、公民館主事一。このほかに教育委員会にスポーツ担当の県派遣社教主事と体育主事が各二名となっている。)



研修中の青年たち

立青年の家の主催する「青年団体指導者研修」などに村費十五万円を投じて毎年十五名程派遣してきた。その成果は次のようである。

第一に、村のスポーツ、文化、福祉、選挙などに貢献している青年団のリーダーとなった。

第二に、農業後継者育成にも有効であった。特に今年度は国立中央青年の家で石川・富山・岐阜の一泊二日の研修の後、昨年来村民宿研修した。ふたつで有名な山梨県牧野村を二泊三日の日程で、子どもの育成に全力をあげているY.S.や青年団、農村青少年クラブ員宅に民宿し、農業経営・価値ある青年・奉仕・政治などについて夜明けまで各グループや家庭で真

剣に討論された。むづか女性も同様だった。それには日中は家族の人と「こんやく頼り」などを手伝い、大地の尊さと農業のすばらしさを勤労青年までもが感した。

第三に、彼らは一攫した人との気難なあいさつがごく自然のうちにとひかちかちな、①家庭生活の職域生活②地域生活が送れるよう豊かなく、社会に抱ける青年の役割(責任)を果たすことへめざすことだと思し、そのことが教育の浸透へとつながることでもあり、教育の基礎であると思ふ。

(弥彦村公民館 安達孝夫発)

### 実践記録

#### コンクール

実践記録シリーズも回を重ね、ますます好評です。今年度からは「実践記録コンクール」の計画もあり、優秀作を表彰し、広く一般にも公開する予定です。今後ともそ

編集部

# さあ次は全国(新潟)大会 みんなの力で成功させよう

# 私と公民館

諏訪家庭教育学級は、小学校のPTA会員を対象に五年前より開設された。

諏訪学区は、上越市東部地区に属し、総戸数三百五十戸、小学校児童数四名の稲穂村地帯である。主として農閑期に開設される。

④通信方法  
学校生の自主運営とする。

⑤学級編成  
諏訪小学校PTA会員の希望者

## 親と子で焼きもの

たのしい家庭教育学級

諏訪分館協力員 寺田 恵美子

施設……公民館諏訪分館を使用

⑥学級編成

諏訪小学校PTA会員の希望者

で編成する。

⑦運営委員 任期一年

学級長一名 会計、記録、連絡、会務係各一名ずつである。

運営費 予算……公民館費 運営委員五名と公民館指導員で講師助言者の謝礼……四万円也 光敏生の希望を聞きながら、プロで、父親も母親もあくせくと働いている。

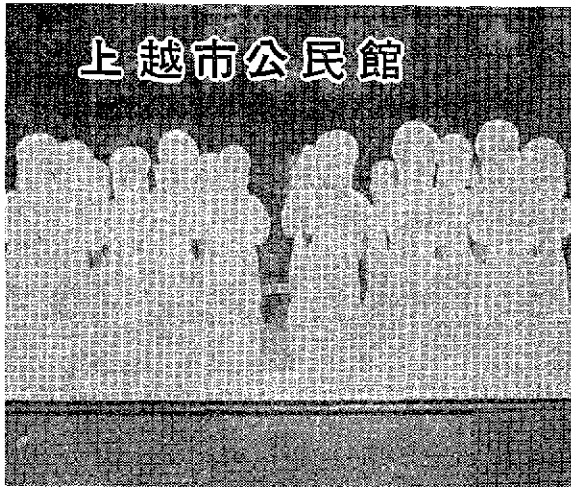
合同しての敬遠をせよ。反面、今の農村行政の貧困さが、私共学級の中にまで影響してきてるよつちにも思われる。農閑期になれば、田でも多くの収入を求めて、父親も母親もあくせくと働いている。

ある講師の方にいわれたことがある「今日の千円より十年後の千円が、大切ですよ。今日の二時間の勉強が十年後、二十

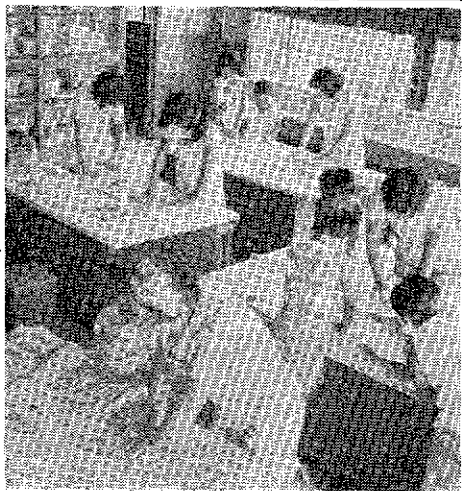
五年という目日をもり返して十年後には、数万円になるかも知れない。」「と、たしかにその通りであるが……

趣味的あるいは、行動的な行事となり、集ってくるが、講演、話し

## 上越市公民館



見事な作品



親と子で焼物

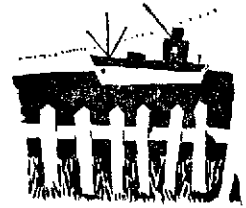
## 諏訪家庭教育学級

学級生 二五名

学習目標 ◎心身ともに健全な児童を育成する家庭教育のあり方をもとめる。

期日	学習課題	学習内容	学習方法	時間	講師	出席数
七月五日	開級式 子供と家庭	学級づくり 母親の役割	講義 話し合い	二〇〇	杉脱正 笠原敏郎	二〇名
七月二〇日	子どもとおやつ	筆を使ったおやつ の作り方	実習	二〇〇	寺田恵美子 川上紀美栄	二一名
八月二日	手作りのたのしみ	焼	実習	二〇〇	菅原邦広 松沢ヤス子	二四名
八月二二日	手作りのたのしみ	焼	実習	二〇〇	菅原邦広 松沢ヤス子	二四名
一〇月二〇日	子供と社会	父親の役割	講義 映画 話し合い	二〇〇	松矢光治 寺田一男	PTA 合同 五〇名
十一月六日	子供と読書	子供の将来によ せて町の子、村の子	講義 映画 話し合い	二〇〇	杉みき子 江口玲子	PTA 合同 三三名
十一月五日	郷土の史蹟めぐり	郷土をみなおし 故人をしのぶ	視察	五〇〇	久保田敏郎 竹田貫一	一九名
十二月七日	家庭における子供の救急看護	子供のけが、やけどに対する処 置	講義 実習	二〇〇	杉脱愛子 柳沢マス子	二四名
二月一五日	家庭の法律	家庭における法 律を知る	講義 話し合い	二〇〇	高橋フミ 山川恵美子	一四名
三月一三日	思いやりのある子供に	反省と今後の活動	講義 話し合い	二〇〇	伊倉イツ 渡辺修平	一八名

あの頃のこと



逆上陸作戦

捧 静 雄

カタルカナル島作戦の前後、日本軍の占領している島々へ、米軍が次々と上陸してきた。その直後、日本軍の逆上陸作戦が数回あった。その中の最後の逆上陸作戦に、私は参加していた。

私は元来兵隊で、それまで北支にいたのだったが、昭和十八年五月、上海に連れられ、全く別科の船舶工兵第十二連隊付となり、艦中に南方作戦のため、八月三十日、ラバウル港に転戦した。

船舶工兵は、大、小充電艇を輸送船から、敵地上陸遂行の任務がある。普通、上陸作戦は折り返し一回も通航するが、逆上陸作戦は一回の通航で、歩兵部隊を上陸させた後、発動艇を放棄し単独行動で、敵の軍需物資爆破を決定しよまじうのである。

十月三十日夜、ブーゲンビル島の船長の師団長から、ラバウル軍司令部に、米軍は今日十六時、トロキナ岬に上陸したこと、輸送船二丁、巡洋艦八、駆逐艦十七、兵力約一万、という無電があった。翌三十一日、私の船舶工兵中隊

は、トロキナ岬に、剣第一舟艇隊、駆逐隊として、逆上陸作戦を法行する事になった。輸送船逐艦四隻、(天霧、夕風、文月、夕霧)に乗艦、十五時にラバウルを出港し、十一月三日に作戦を開始するよう、との命令であった。

すぐ編成整備を完了し、自隊舟艇でラバウル沖まで駆逐艦に区乗し、私は歩兵大隊とともに旗艦天霧に乗艦した。二日一時頃、伝令が急に艦橋にきこれ、この日の夜、艦橋に司令が指さした方向を見るとトロキナ岬に数十隻の艦船が、煌々と電燈をつけ、クレソンの音を響かして、軍需物資の揚陸中、外郭の軍艦が上空に、曳着弾を威嚇砲撃していた。司令は「米軍が優勢であるから逆上陸は中止する。ラバウルに帰港し、米軍の船舶引揚後再実行する、それまで各艦で待機するよ。」と飛行隊の偵察で、米艦船が引揚けたことが判明し、十五時、四隻の駆逐艦のほか回陽艦、能代の水雷戦隊が護衛して、再上陸のためラ

バウルを出港、夜明けと同時にトロキナ岬に逆上陸した。しかし、航行中月明りの島影に、米巡洋艦、駆逐艦十数隻に護衛された大型輸送船七隻が、停泊しているのを見つけたので、協定停艦位置から遠く離れて停艦した。そのた、敵の正真面目に陸したのは、右方の第二舟艇だけ、この舟艇の兵は第二舟艇隊、敵中に肉迫、歩兵と船舶工兵は、敵中に肉迫、

戦火を交えたが、多数の戦死者を出してしまつた。中央の第一舟艦、左の第三舟艦は敵の左側面に入陸し、歩兵部隊は直ぐにジャングルに入り、作戦準備にかかり、我々船舶工兵は、物資の揚陸中、敵飛行機の襲撃を受けて、多数の死傷者が出たため、ジャングルの奥に退いた。先行した第一第三舟艦の第二舟艇隊も、敵中に肉迫、

たどつて、米軍は多数の戦車を配備し、重機関銃を向けて待っていた。大隊長は、重機関銃による死傷者が多数出たので、攻撃を中止し、敵本陣と連絡をとることに探を潜水艦の潜行が不能のため、米軍の外郭から退避すること、復隊を断念した。こうして逆上陸とにした。夜は無音行進で、一夜六キロの移動しかできず、屋は穴を掘り無音無煙で待機した。ラバウル出港の際、一週間の糧秣をウレ出港の際、一週間の糧秣をいける島々への輸送や、補給はほとんど不可能であったこと、米軍の大輸送船団大兵力に對し、余りに小兵力で、軍裝備が不充分であったこと、上陸兵は中東南洋から転戦した歩兵で、上陸おひびジャ

二年に生まれ、世の中は服装もまた男は黙って着てくれました。小さないときを覚えていなかったものの、小学校に入り中学生になつたや、やっぱり人並のことをしてやりたいのは親心です。お金を出したら、何回も袖を返さない着物は、返さなくても大に活用したいと思つておちよつとびり返りの気分を味わうのに、いいものなんです。もっと大きな意味の生活改善もあることでしょうか。

暮しのくふう

佐藤 治子

かかけて着せました。買つ服はいなんでも手に入る煮まれた現生子供達にも自分にも、汗にまみれて動いてくれる父親の苦勞を憶はせながら、これからも無駄のない買物をしようと思つておきます。

(村上市上海府地区婦人会渡の首第七号より)

前号記事訂正

お詫び

◎月見第五号見出し「白根市公民館」を「白根市公民館(白根分館)」と訂正し、筆者は同分館長松谷松雄氏でした。

◎百号第六面「全国大会参加の記」筆者氏名神田久雄を神田久雄と訂正。

◎同第七面「墨谷繁世」荒木秀三氏、墨谷公民館寺泊町公民館を墨谷町公民館と訂正。

以上、深くお詫びし訂正します。

あとがき

筆書の披露といふものは、地城差、任肩の立派な筆遣いによつても大差が生じるもの、当筆者の負担ははかりしれないものがあります。

昔は、雷おろしも通ひくも近隣社会の共同作業であつたものですが、そんな習慣も忘れられて、てんでばらばらの人々か

せ、自治体まかせといふこのころ、地域の連帯性をなぞてをさがしてないようなありさまです。

いよいよ春耕、運ぶたつて飛び去つた白鳥は、十月にまた来てきます。(七)